

第11回自治基本条例策定検討町民会議記録（第1グループ）

メンバー 町民会議：三津橋英実、古屋寛子、今井宏、我孫子洋昌

職員 P：斉藤主査（欠席：堀北主幹）

事務局：長岡主幹（欠席：羽場主任）

第3章 町民参加の推進について

・第8条2項における「自らの考えを町に提案する」こと具体例が9条、10条に具体化されているが、町が意見を求める場合が主に記載されている。それ以外にも町民が積極的・主体的に提案していく機会を具体的に確保する必要があるのではないか。

↑ _____ 第9条3項の「多様な方法」で確保？

・第8条4項は時勢が反映されている感じで尊重したい。

・第9条1項「町民の意向を反映させる」及び第9条3項「町政に反映させる」についてどのように具体化、実現化されていくかプロセス（過程）の透明化が必要。

・第9条2項2号「町の内部」の表現は適切でない。 執行機関？

・第9条2項3号の除外規定について報告の義務を課してはどうか

・第10条パブリックコメントについて、別に手続きを定めることで理解するが、意見交換会やアンケートなど一定の手続が定められていないもので施策に反映されることはいかがか。有効性を高めていく上でも別に手続きを定めることが必要ではないか。

第 1 1 回自治基本条例策定検討町民会議記録（第 2 グループ）

メンバー 町民委員～川島里美、小日向昭、小倉龍生

職員 P～武田主幹、今井主査（欠席：高橋主査）

事務局～田村主査（欠席：蓑島主事）

【第 3 章～町民参加関係】

- ・町民参加の権利はあるけれど、明確にするため規定している。参加したい人、しない人もいるが、条例に規定すべきことを考えている。
- ・町政に参加するということはどういうことか？
- ・町政への参加は？今まで役場で作っていた審議会、アンケート。行政と町民にズレがあると困る。もともと「自治」とは、自分のことは自分で決める、みんなで決めることは当たり前のこと。
- ・審議会は限られた人の参加。役場と町民が接する場所が必要と思う。
- ・役場だけでなく、議会議員と接する場所が必要。
- ・公区の集まりとか固定化されて堅いイメージがある。発言する人も決まっている。
- ・参加する仕組みがあっても、手法が良くなければ意味がない。
- ・町民の提案が全て町政に役立つかどうかを判断する必要もある。
- ・決定するまでの過程が分かりやすいことが重要。提案の仕組みを具体的に決めていかなければならない。他の市町村では手続きの仕組みの条例を個別に作っているところもある。
- ・自治基本条例に罰則はあるのか？
- ・罰則規定はないが、基本的なルールを決めることで、監視機能は十分にあると思う。
- ・町民の意見が反映されて、議会が決める。議会ではどのような取り組みになるのか？
- ・議会では特別委員会を設置し、基本条例について議論している。
- ・是非一緒に取り組んで欲しいと思う。
- ・第 4 項は誰から不利益を受けるのか？参加、不参加を理由として、差別的扱いを受けることはありません、とかの方が分かりやすい。
- ・行政はこのような取り扱いをしてはいけないという意味もあるのでは？
- ・行政側から、町民側から両方の意味があると思う。
- ・9 条「町政に町民の意向・・・」ではクドイ感じがする。行政に関する評価を実施するときに・・・。
- ・(1)から(4)まではどの市町村においても規定されているもの。(5)はどうして？下川町の独自性？
- ・ハード事業を実施するときにいつどこで誰が決めたか分かるように。自分たちの町を自分たちで決めるために情報を出していく。

- ・小さいものはいちいち聞いていられない部分もある。
- ・第3項、町民の生活に関わることで町民の意見を聞かなければならないかも？
- ・第3項は第1項に(6)として、入っても良いのでは？
- ・実際に規定して、どこまでできるか？現状を考えると不安要素もある。
- ・参加とは？
- ・自覚すること。関心を持つことも参加につながると思う。
- ・自覚して、意識が高まって、行動する。
- ・「町政」と「まちづくり」言葉の使い分けが難しい。

第11回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

メンバー 町民会議：濱下伸一郎、押田志穂、西村和樹
職員 P：市田主査、大野主任（欠席：栗原主査）
事務局：総務課長、木原主査

第8条について

- ・提案するのは当然の権利だが、具体的な提案方法が明記されていない。
 - ・提案に対する検討結果を明確にする必要がある。
 - ・提案に対する回答がないと行政不信を招く。
 - ・第1項の「町政」と、第2項の「まちづくり」の関係はどうなるのか。絵にするなどして、分かりやすくする必要がある。
 - ・「提案」しかないが、「意見」、「要望」の取扱いはどうするのか。
 - ・町民の責務として、自分の提案に責任を持ってもらうために、提案者は必ず名前を明記して提案するようにしてはどうか。そうすれば、町も真摯に対応できるようになる。
 - ・名前が分かれば、内容を確認しなければならない時も対応ができる。
 - ・無記名だと、無責任な提案が出てくる可能性がある。
 - ・提案は書面だけか。文書が苦手という人もいるので、聴き取りでの提案というのもひとつではないのか。
 - ・提案されたものを公表するのか。
 - ・情報共有するためにも広報などで提案内容とそれに対する町の対応を公表した方がいい。
 - ・公表すれば同じ考えの人が補足することもできる。
 - ・町民からの要望に対しては、すぐに現場に行くなど、誠実な対応が必要。
 - ・第3項に提案に対する取扱いの明確化を追加してはどうか。
 - ・第4項にある「不利益」とは具体的にどのようなことなのか。
 - ・責務を課しているわけではないので、第4項は必要ではないのではないのか。
 - ・あえてうたうことにより、変な誤解を招くのではないのか
 - ・「不利益」という表現はどうなのか。誰からどういった不利益を受けるのか。
 - ・「差別的を受けない」という表現の方がいいのではないのか。
- （第4項は、必要、不必要両論あり）

自治基本条例検討素案

第3章 町民参加の推進

(町民の参加)

第8条 町民は、町政に参加する権利があります。

町民の参加の権利を規定

- 2 町民は、まちづくりの主体として自らの考えを町に提案することができます。
- 3 町は、前項の町民提案に関して、常に町民が提案できるよう必要な措置を講じるとともに、町政に反映させるよう努めなければなりません。
- 4 町民は、町政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

参加する、しないは強制されるものではなく自由領域であり、参加しないことを理由に不利益は受けないことを明記

(町民参加の推進)

第9条 町は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、町政に町民の意向を反映させるため、町民の意見を求めなければなりません。

- (1) 町の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は見直しをするとき。
- (2) 行政評価を実施するとき。
- (3) 市民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止するとき。
- (4) 広く町民の生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正及び廃止するとき。
- (5) 町民の公共の用に供される施設の設置にかかる基本計画等の策定又は変更をするとき。

2 町は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民の参加を求めないことができるものとします。

- (1) 法令の規定により実施の基準が定められているもの。
- (2) 町の内部の事務処理に関するもの
- (3) 緊急を要するもの
- (4) 軽微なもの

3 町は、第1項に規定するもののほか、町政運営の各般において、多様な方法を用いて町民の意見を求め、町政に反映させるよう努めなければなりません。

(町民参加の方法及び時期)

第10条 町は、町民参加を求める場合は、次に掲げるものから適当な方法を選択し、適切な時期に行わなければなりません。

- (1) 審議会等
- (2) 説明会
- (3) 意見交換会
- (4) アンケート
- (5) パブリックコメント手続(施策等の原案を公表し、それに対する意見を広く募集すること)
- (6) その他適当な方法

2 パブリックコメント手続に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

(審議会等委員の公募)

第11条 町は、審議会、審査会、委員会その他の附属機関及びこれに類するものの委員を選任するにあたっては、法令等の規定により公募に適さない場合を除き、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければなりません。

(地域自治活動)

第12条 町は、町民の自発的な地域における自治活動が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。

2 町は、自治活動を推進するため、各公区に地域担当職員を配置します。

(町民投票制度)

第13条 町長は、町政の特に重要な事項について、町民の意思を直接に確認する必要があると判断したときは、町民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に関し、その事案ごとに必要な事項は、別に条例で定めます。

現在、地方自治法で、住民の直接請求が認められているものは次のとおりです。

条例の制定・改廃(1/50) 監査(1/50) 議会の解散(1/3) 議員の解職(1/3)
長の解職(1/3) 主要公務員の解職(1/3)